

函館市監査公表第18号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年10月26日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕邦

函館市監査委員 金澤 浩幸

函館市監査委員 池亀 瞳子



函子企

令和3年(2021年)10月14日

措置通知書

函館市監査委員様

函館市長 工藤壽樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部局名	子ども未来部		
監査の種類	定期監査・財政援助団体等監査・その他()		
監査等実施期間	令和3年1月5日～令和3年5月21日	送付日	令和3年8月3日
調査対象事項名	予算の執行 勧告事項、指摘事項、意見		

(1) 意見

ア 予算の執行

子ども健全育成費で予算執行している児童福祉施設等消防用設備保守点検業務については、函館市契約条例施行規則（昭和39年規則第4号）第30条の5第1項に基づき、一施設ごとに予定価格を設定し、財務部調度課において見積合せにより業者を選定していたが、選定の結果、同一業者が複数の施設の業務を請け負っていた場合に、子ども未来部において、これら複数の施設の契約をまとめて一件の契約として締結していた。

また、一の施設に契約変更事案が発生した際の変更後の金額の算定方法や、同一の業者が請け負うこととなった複数の施設の採用価格の合計が随意契約の方法によることができる予定価格を超えた場合の取扱いなど、想定される事案についての検討がなされないまま事務を執行していた。

随意契約による場合においては、公正性の面から慎重かつ厳格に行うべきであることから、適正な事務の執行に努められたい。

措置内容、対応・考え方

令和3年度から、監査意見を踏まえ、児童福祉施設等消防用設備保守点検業務の契約については、一施設で一件の契約として締結しております。